

後見等の報酬助成の申請をされる方へ

成年後見制度を利用している方で、本人（被後見人等）が一定の要件に該当する場合は、名古屋市の成年後見制度利用支援事業により、「後見人等及び後見監督人等の報酬」と「後見業務等に要した交通費等の必要経費」について助成が受けられます。

※被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人をいいます。

※後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。

※後見監督人等とは、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人のことをいいます。

※後見業務等とは、成年後見人、保佐人、補助人が行う業務を指します

1 助成の対象となる方

助成対象となる方は、本人（被後見人等）が、以下のいずれかの要件に該当する方です。

助成対象となる要件

- ア 生活保護を受給している方
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
- ウ その他助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める方

ウの「市長が認める方」とは、以下の①から④のすべてに該当する方です。

- ① 市町村民税非課税世帯
- ② 世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
- ③ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下
- ④ 世帯員が居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない。

※後見人等が親族（本人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹）である場合は、助成対象とはなりません。

2 対象となる経費

○助成対象となる経費は、以下の2点です。

(1) 後見人等および後見監督人等の報酬

- ・助成額は、家庭裁判所が審判により決定した報酬額です。
※ただし、対象となる報酬は、平成22年10月1日以降の後見人等及び後見監督人等の業務に対する報酬です。
- ・助成上限額は、後見人等および後見監督人等1人あたり月額28,000円です。
※令和4年3月31日以前の報酬に対する助成上限額は、被後見人等一人あたり月額28,000円です。
※家庭裁判所の決定した報酬でも上限額を超えた分については、助成対象とはなりません。

(2) 後見業務等に要した交通費等の必要経費

- ・助成額は、家庭裁判所による報酬付与の対象期間において、「後見人等として本人のために行った業務に要した経費」の実費です。一方で、「被後見人等の生活費」や、「後見業務等に要した経費でないもの」などは対象とはなりません。具体的な対象・対象外の例は以下のとおりです。

<対象となる経費の例>

○報酬付与の対象期間において後見業務等に要した以下の経費

- ・交通費 ・郵送料 ・各種手数料（戸籍・住民票の取得費用など） ・書類のコピー代

※令和4年3月31日以前に要した経費は助成対象とはなりません。

<対象とならない経費の例>

- ・日用品の購入費、家賃、食費などの生活費 ・医療費 ・福祉サービス利用料
- ・公共料金（電気・ガス・水道代等）
- ・報酬付与の対象期間外に要した経費 ・その他後見業務等に要した経費でないもの

<助成額算定にあたっての留意点>

✓報酬の対象期間の月数を計算するにあたり、報酬期間が月の半数に満たない月については1月とみなしません。

例) 家庭裁判所が審判した報酬の対象期間 R2.8.1~R3.7.31 ⇒ 12ヶ月

家庭裁判所が審判した報酬の対象期間 R2.8.25~R3.7.31 ⇒ 11ヶ月

✓報酬助成金額の計算に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

✓報酬付与の審判額に対する助成上限額（後見人等および後見監督人等1人あたり月額28,000円）に後見業務等に要した交通費等の必要経費は含みません。

✓具体的な助成額の計算例については、ホームページに掲載している「報酬助成の助成金額計算例」をご確認ください。

3 申請に必要な書類

助成申請の手続きは、本人（被後見人等）のお住まいの区の区役所福祉課に、申請書及び必要書類をご提出ください。

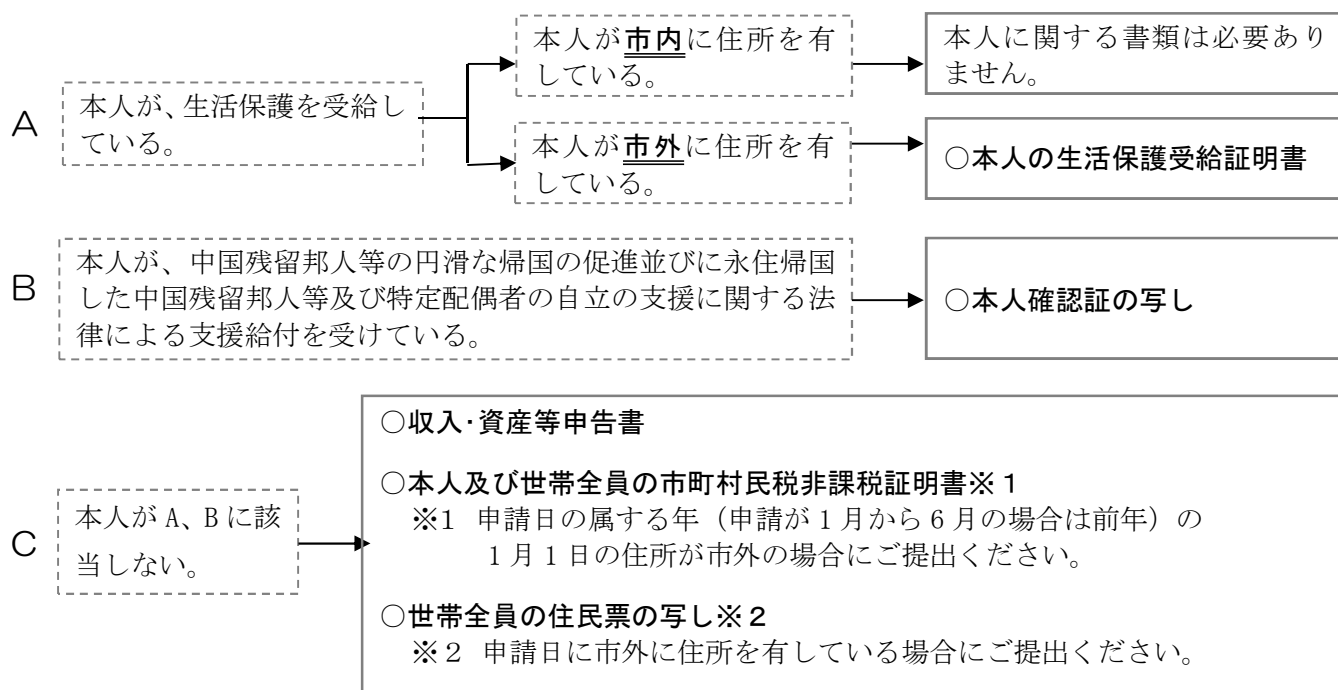
全員にご提出いただく書類

- 報酬助成金交付申請書
- 報酬付与の審判決定書の写し
- 後見業務等に要した必要経費申告書

※対象経費として、「後見業務等に要した交通費等の必要経費」を申請しない場合は提出不要です。

※後見業務等に要した交通費等の必要経費の申請にあたり、申請時に領収書や帳簿等の関係書類の提出は不要ですが、申請日の属する年度の翌年度から5年間、申請者各自での保管をお願いします。審査のために追加で提出を求める場合がございます。

本人（被後見人等）に関する書類（該当する書類をご提出ください）



☆収入・資産等申告書の記入及び提出方法について

- ・市の様式にご記入ください。
- ・収入金額には、前年1月から12月までの1年間の収入を記入してください。
※申請が1月から6月の場合は前々年の1月から12月までの収入を記入してください。
- ・預貯金額には、申請日時点の金額を記入してください。
- ・提出時に添付していただく書類
→ 預貯金額のわかるもの（預金通帳の写し、預金証書の写し、有価証券の写し等）
- ・申請書提出の際にお持ちいただく書類
→ 申告書にご記入いただいた収入金額が確認できるもの（年金証書、源泉徴収票、給与明細等）※写しを提出していただいてもかまいません。

(第2号様式の3)

【記入例（必要経費申告書）】

令和4年10月1日

後見業務等に要した必要経費申告書（報酬助成・申請者用）

（あて先）名古屋市長

報酬付与の対象期間における後見業務等に要した必要経費について、次のとおり申告します。

申請者（被後見人等） 住 所 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇〇 〇〇

代理人（後見人等） 住 所 名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

氏 名 〇〇 〇〇

交通費は区間を記載してください。

年	月	日	用途	業務内容	備考	金額
4	4	18	交通費	本人との面会	地下鉄 栄～本山	480 円
4	5	13	交通費	年金の請求手続きのため、 千種区役所で住民票の取得	地下鉄 栄～池下	480 円
4	5	13	手数料	年金の請求手続きのため、 千種区役所で住民票の取得		300 円
4	5	13	郵送料	年金請求書の提出		94 円
4	6	7	コピー代	〇〇銀行での住所変更手続きのため、保険証のコピー		10 円
4	6	7	交通費	〇〇銀行で住所変更手続き	地下鉄 栄～藤が丘	620 円
4	7	7	交通費	千種区役所へ要介護認定の区分変更申請	地下鉄 栄～池下	480 円
4	8	21	交通費	本人との面会	地下鉄 栄～本山	480 円
合計金額						2,944 円

✿ 後見等の報酬助成を申請される方へのお願い ✿

○報酬助成の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判決定後、お早めに申請をお願いいたします。

○保佐人又は補助人による代理申請の場合には、代理権の確認をさせていただきますので、申請の際に申請書類と併せて登記事項証明書をご持参ください。

○後見業務等に要した交通費等の必要経費を対象経費として申請する場合、申請時に領収書や帳簿等の関係書類の提出は不要ですが、申請日の属する年度の翌年度から5年間、申請者各自での保管をお願いします。審査のために追加で提出を求める場合がございます。また、申請内容を審査させていただき、申請額の一部を交付決定もしくは申請却下する場合がございます。

○虚偽の申請により、当該助成金を不正に受給した場合は、返還を求めるとともに、名古屋市補助金等交付規則に基づき計算した加算金および延滞金を請求します。

○後見等活動についておおむね 1 年間単位で家庭裁判所に報酬付与の申立てを行っていただき、助成申請を行っていただきますようご協力お願いいたします。

○助成金は、口座振込みでお支払いいたします。振込先口座は、本人（被後見人等）の口座又は「〇〇〇〇後見人△△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。（申請後に交付決定通知が届きましたら、振込先口座を記載した請求書をご提出いただくことになります。）

●問い合わせ先●

各区役所福祉課

※本人（被後見人等）が市外にお住まいの場合で申請する区が分からないときは、下記までご連絡ください。

健康福祉局地域ケア推進課地域支援係 Tel 052-972-2549 Fax 052-955-3367

R4.4